

パーティー券購入を含む企業・団体献金の全面禁止を求める意見書（案）

金権腐敗政治の温床となってきた企業・団体献金について、政治家個人と政治家が代表を務める資金管理団体への献金は1999年までに禁止されたが、①政党本部や支部への企業・団体献金は認める、②企業・団体が政治資金パーティー券を購入することは認める、という二つの抜け道がつくられ、温存されてきた。

このもとで、自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる政治資金規正法違反の問題では、安倍派が、2020年からの3年分で4億2726万円もの不記載があったとして、政治資金収支報告書を訂正し、5年間で6億8000万円近い不記載を認めるなど、主要派閥がそろって、政治資金パーティーで巨額の資金を集めたうえ、政治資金収支報告書にも記載せずに「裏金」にし、所属議員らに還流していたとみられている。

パーティー券の購入者は、大企業や大手業界団体等である。名目上はパーティーに参加する対価であるが、実際にはそのほとんどが利益となっており、パーティー券の収入が事実上の企業・団体献金となっている。

営利を目的とする企業が政治献金やパーティー券の購入を行うのは、政策的な見返りを求めているためである。金の力で政治をゆがめることは決して許されない。

よって、国会及び政府にたいし、幾度となく繰り返されてきた金権腐敗政治の問題を根絶するため、企業・団体献金を政治資金パーティー券の購入も含めて全面的に禁止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿